

申告書の書きかた

(1) 収入金額等・所得金額

令和7年1月1日から12月31までの1年間に得た収入と所得の金額を、次の所得の一覧表を参考に、申告書表面の「1 収入金額等」(ア～シ)の欄と「2 所得金額」(①～⑪及び合計⑫)の欄にそれぞれ記入してください。

【※申告書裏面にも計算方法などの関連事項の欄がありますので、該当する場合はあわせて記入してください。】

収入(所得)の種類		内 容		所得の計算方法	添付する書類
事業	営業等	ア	① 製造業、建設業、漁業、外交員、飲食業等の営業から生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 青色申告特別控除	収支内訳書 (総収入金額及び必要経費を記載した書類)
	農業	イ	② 農産物(水稻、野菜など)の生産、果樹等栽培等から生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 青色申告特別控除	
不動産	ウ	③ 土地、建物、駐車場などの貸付から生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 青色申告特別控除		
利子	エ	④ 日本国外の銀行等の預金に対して発生する利子	収入金額 = 所得金額	収入金額が確認できるもの	
配当	オ	⑤ 法人から受けける利益の配当、出資に係る剩余金の分配などの所得	収入金額 - 株式などを取得するための負債の利子	収入金額が確認できるもの (支払明細など)	
給与	力	⑥ 給料・賃金・賞与などの所得	(別表1)を参照	給与所得の源泉徴収票	
雑	公的年金等	キ	⑦ 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得	(別表2)を参照	公的年金等の源泉徴収票
	業務	ク	⑧ 原稿料、講演料、ネットオークション、食料品の配達などの副収入による所得、シルバー人材センターの配分金	収入金額 - 必要経費	支払調査など所得内容が確認できるもの
	その他	ケ	⑨ 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得	収入金額 - 必要経費	年金支払証明書など所得内容が確認できるもの
総合譲渡	短期	コ	⑩ 土地建物以外の資産(機械、車両、書画など)の譲渡所得で所有期間が5年以下のもの	収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (最高50万円)	収入金額や必要経費が確認できるもの ※特別控除額は最高50万円で、短期と長期の両方の譲渡所得がある場合、短期から優先して控除されます。
	長期	サ	⑪ 土地建物以外の資産(機械、車両、書画など)の譲渡所得で所有期間が5年を超えるもの	{収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (最高50万円)} × 1/2	
一時	シ		生命・損害保険等の一時金、満期返戻金、懸賞当選金などの所得	{収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(最高50万円)} × 1/2	収入額や必要経費が確認できるもの(生命保険会社のお知らせなど)

市・県民税 令和8年度からの変更点

①給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額190万円以下の方に対する最低保障金額が最大10万円引き上げられました。

なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

②大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

特定扶養対象の19歳以上23歳未満の者の内、合計所得金額が58万円(改正後の所得要件)を超え、扶養控除を適用できない方についても段階的に控除を受けられるようになりました。

③各種扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられました。

※各種扶養控除等 配偶者控除・扶養控除、ひとり親控除、勤労学生控除、雑損控除、家内労働者等の必要経費の特例

(別表1) 給与所得の計算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額
0 円 ~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,899,999 円	(A) -650,000 円
1,900,000 円 ~ 3,599,999 円	※(B)×2.8-80,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	※(B)×3.2-440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	(A)×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円 以上	(A)-1,950,000 円

※(B)は、(A)を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた額

(別表2) 公的年金等の雑所得の計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超える場合	2,000万円を超える場合
【65歳未満】 昭和36年1月2日以後に生まれた方	0円～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) ×75% - 275,000円	(A) ×75% - 175,000円	(A) ×75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) ×85% - 685,000円	(A) ×85% - 585,000円	(A) ×85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) ×95% - 1,455,000円	(A) ×95% - 1,355,000円	(A) ×95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
【65歳以上】 昭和36年1月1日以前に生まれた方	0円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) ×75% - 275,000円	(A) ×75% - 175,000円	(A) ×75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) ×85% - 685,000円	(A) ×85% - 585,000円	(A) ×85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) ×95% - 1,455,000円	(A) ×95% - 1,355,000円	(A) ×95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

(2) 所得から差し引かれる金額(所得控除)

次の各所得控除に該当する場合は、申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」(⑬～⑰)の欄と「4 所得から差し引かれる金額」(⑬～⑰及び合計⑳)の欄にそれぞれ記入してください。なお、市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除額とは異なる場合がありますので注意してください。

控除の種類		控除を受けるための要件・控除額				添付・提示する書類																							
社会保険料控除	⑬	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険（国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険、介護保険など）税・料のうち前年中にあなたが支払った保険料がある場合の控除				前年中に支払った社会保険料の合計額	※国民年金保険料は社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を添付																						
小規模企業共済等掛金控除	⑭	小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払ったときに受けられる控除				前年中に支払った掛金の合計額	支払った掛金額の証明書を添付																						
生命保険料控除	⑮	新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料がある場合の控除				(4ページの別表3) 参照	控除証明書を添付																						
地震保険料控除	⑯	損害保険のうち、地震保険料や旧長期損害保険料を支払ったときに受けられる控除 <控除額> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>保険料の支払金額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>地震保険料</td><td>支払金額の1/2</td><td></td></tr><tr><td>旧長期損害保険料</td><td>5,000円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td></td><td>5,001円～15,000円</td><td>支払金額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円～</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>				区分	保険料の支払金額	控除額	地震保険料	支払金額の1/2		旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額の全額		5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円		15,001円～	10,000円	控除証明書を添付								
区分	保険料の支払金額	控除額																											
地震保険料	支払金額の1/2																												
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額の全額																											
	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円																											
	15,001円～	10,000円																											
寡婦控除 ・ ひとり親控除	⑰ ・ ⑱	<寡婦・ひとり親であるときに受けられる控除額（万円）>				本人が女性の場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人が女性の場合</th> </tr> <tr> <th>配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚のひとり親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>子有</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				本人が女性の場合		配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	扶養親族	子有	30	-	30		子以外	26	-	26		無	26	-
本人が女性の場合																													
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																										
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下																										
扶養親族	子有	30	-	30																									
	子以外	26	-	26																									
	無	26	-	-																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人が男性の場合</th> </tr> <tr> <th>配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚のひとり親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>子有</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				本人が男性の場合		配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	扶養親族	子有	30	-	30		子以外	-	-	-		無	-	-	-	ひとり親控除
本人が男性の場合																													
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																										
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下																										
扶養親族	子有	30	-	30																									
	子以外	-	-	-																									
	無	-	-	-																									
<p>◆ひとり親控除 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）に適用される30万円の控除</p>				寡婦控除																									
<p>◆寡婦控除 ・寡婦（死別）：扶養親族無し又は子以外の扶養親族（総所得金額等が58万円以下）を有し、合計所得金額500万円以下の寡婦に適用される26万円の控除 ・寡婦（離別）：子以外の扶養親族を有し、合計所得金額500万円以下の寡婦に適用される26万円の控除</p>																													
勤労学生控除	⑲	学生又は生徒で、合計所得金額が85万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に受けられる控除				26万円	学生証の写し又は学校等からの証明書を添付																						

注) 表中の「前年」は、令和7年1月1日～12月31日までのことを指します。

控除の種類		控除を受けるための要件・控除額			
障害者控除	⑳	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者であるときに受けられる控除 ◆障害者とは、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人 ◆特別障害者とは、身体障害者手帳（1・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の人など、重度の障害のある人及び、同程度の障害を有するとの認定を市町村から受けた人のことです。	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円	障害者手帳など (申告時に提示) (※郵送の場合は、障害の程度が記載された箇所の写しを添付)	
配偶者控除・同一生計配偶者	㉑	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下（収入金額ではなく所得金額）で、令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合は、その死亡日）現在、あなたと生計を一にする配偶者であり、前年の合計所得金額が58万円以下の人在扶養している場合（次のいずれかの控除が受けられます。）	本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下	一般の控除対象配偶者 33万円 22万円 11万円	老人控除対象配偶者 38万円 26万円 13万円
		◆本人の合計所得が1,000万円を超えており、配偶者の合計所得金額が58万円以下で障害者に該当する場合は「同一生計配偶者」欄の□にチェックと氏名等を記入してください。加えて3、⑰障害者控除欄にも氏名等を記入し、4、⑲～⑳に障害者控除額を記入してください。			※老人控除対象配偶者 ・・・昭和31年1月1日以前生まれ（70歳以上）の人
配偶者特別控除	㉒	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下（収入金額ではなく所得金額）で、あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が右記の表のとおり58万円を超える場合の控除 ※配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けすることはできません。	配偶者の合計所得金額 58万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超125万円以下 125万円超130万円以下 130万円超133万円以下 133万円超	900万円以下 33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 0円	納税者本人の合計所得金額 900万円超950万円以下 22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 0円
扶養控除	㉓	あなたが令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合は、その死亡日）現在で生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者以外の親族等（扶養親族）を有している場合の控除 ※国外に居住している親族については送金関係書類、親族関係書類等を添付する必要があります。	控除の種類 扶養控除 年少 一般 特定 老人 同居老親	控除額 （※）0円 33万円 45万円 38万円 45万円	年齢要件等 16歳未満 (平成22年1月2日～令和8年1月1日生) 16歳以上19歳未満 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生) 23歳以上70歳未満 (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生) 19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生) 70歳以上 (昭和31年1月1日以前生) 老人扶養親族かつ、同居を常況とする直系尊属 (親・祖父母等)
特定親族特別控除	㉔	あなたと生計を一にする特定親族の前年の合計所得金額が右記の表のとおり58万円を超える場合の控除	特定親族の合計所得金額 58万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下	控除額 45万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円	
基礎控除	㉕	合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超	控除額 43万円 29万円 15万円 0円	※申告書には、合計所得金額2,400万円以下の場合の控除額として、43万円が印字されていますが、所得金額が2,400万円超の場合は控除額を訂正して記載してください。	

※ ㉑～㉔の控除について、控除の対象者が青色又は白色事業専従者に該当する場合は、控除を受けられません。
また、あなたが㉑～㉔の控除対象とした人は、他の納税義務者の配偶者控除や扶養控除の対象者にできません。

注) 表中の「前年」は、令和7年1月1日～12月31日までのことを指します。

控除の種類		控除を受けるための要件・控除額		
雑損控除	(27)	災害、盗難によって、生活用の資産に損害を受けた場合に受けられる控除 ① 差引損失額（総所得金額等の合計額×10%） ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額—5万円 ※差引損失額＝「損害金額」—「保険金などで補てんされる金額」	①、②のいずれか多いほうの金額	り災証明書や盗難の証明書 災害等に関連した支出の領収書などを添付
医療費控除	(28)	医療費控除 あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合の控除 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除	前年中に支払った医療費—補てんされる金額…① 10万円…① 総所得金額等の合計額×5%…② ②—（①と②のいずれか少ない方の金額） =控除額（最高200万円まで） 前年中に支払った特定の医薬品の購入費 —12,000円=控除額 (最高88,000円まで)	医療費控除の明細書を添付 セルフメディケーション税制の明細書を添付 平成30年度分申告から領収書の提出は不要になりました。従来通り、個人作成の明細も受け付けますが、セルフメディケーション税制を選択した場合はその旨を明記してください。

注) 表中の「前年」は、令和7年1月1日～12月31日までのことを指します。

(別表3) 生命保険料控除額の計算表

$$\boxed{\text{一般の生命保険料控除}} \quad (下記の①～③により計算した金額) + \boxed{\text{個人年金保険料控除}} \quad (下記の①～③により計算した金額) + \boxed{\text{介護医療保険料控除}} \quad (下記①で計算した金額) = \text{生命保険料控除} \quad (\text{最高}70,000\text{円})$$

①新制度分（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除）

区分	保険料の支払金額	控除額
一般の生命保険料	12,000円以下	支払金額の全額
介護医療保険料	12,000円を超えて32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円
個人年金保険料	32,000円を超えて56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円
	56,000円を超える	28,000円

②旧制度分（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除）

区分	保険料の支払金額	控除額
一般の生命保険料	15,000円以下	支払金額の全額
個人年金保険料	15,000円を超えて40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円
	40,000円を超えて70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円
	70,000円を超える	35,000円

③一般の生命保険料又は個人年金保険料において新制度分と旧制度分の掛け金がある場合

→上記①と②の合計額（最高28,000円）

※旧制度分の掛け金で計算した金額が28,000円より多くなるときは、旧制度のみで控除の適用（上限35,000円）を受けることができます。

18 所得金額調整控除に関する事項（申告書裏面）

所得金額調整控除とは、一定の給与所得がある人の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。次の（1）又は（2）に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

（1）給与等の収入金額が850万円を超える場合

- 1.本人が特別障害者に該当する
- 2.年齢23歳未満の扶養親族がいる
- 3.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる

記入方法

- ・該当する人の「氏名」、「続柄」、「生年月日」、「個人番号」を記入し、必要であれば「特別障害者に該当する場合」、「別居の場合の住所」欄も記入してください。
- ・次の計算式で控除額を求め、その額を給与所得金額から控除したものを、申告書表面の「2 所得金額」の「給与 ⑥」欄に記入してください。
《所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円×10%）》

※扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者にしか適用されないという制限はありません。

例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

（2）給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、両方の所得の合計額が10万円を超える場合

記入方法

- ・次の計算式で控除額を求め、その額を給与所得金額から控除したものを、申告書表面の「2 所得金額」の「給与 ⑥」欄に記入してください。
《所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円》
- ※氏名欄等の記入の必要はありません。

※上記（1）と（2）のどちらにも該当する場合は、（1）の控除額適用後に（2）の金額が給与所得金額から控除されます。